

総 税 企 第 1 2 2 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長

平成 30 年 7 月 豪 雨 に よ る 被 災 者 に 対 す る 申 告 等 の 期 限 の 延 長 に つ い て

平成 30 年 7 月 豪 雨 に よ る 被 災 者 に 対 し て は 、 「 平 成 30 年 7 月 豪 雨 に よ る 被 災 者 に 対 す る 減 免 措 置 等 に つ い て 」 (平 成 30 年 7 月 17 日 総 税 企 第 98 号) に お い て 、 地 方 税 に 係 る 申 告 等 の 期 限 の 延 長 等 に つ い て 適 切 に 運 営 さ れ る よ う ご 配 慮 を お 願 い し て い る と こ ろ で す が 、 国 税 に 関 す る 申 告 期 限 等 の 延 長 (平 成 30 年 7 月 19 日 国 税 庁 告 示 第 18 号) に つ い て 、 本 日 付 け で 国 税 庁 長 官 に よ り 、 別 紙 の と お り 、 国 税 通 則 法 施 行 令 (昭 和 37 年 政 令 第 135 号) 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 期 日 が 指 定 さ れ た こ と を 踏 ま え 、 引 き 続 き 適 切 に 運 営 さ れ る よ う お 願 い し ま す 。

な お 、 岡 山 県 倉 敷 市 真 備 町 に つ い て は 、 別 紙 の 期 日 指 定 が 行 わ れ て い な い こ と か ら 、 国 税 に 関 す る 延 長 さ れ た 申 告 期 限 等 の 期 日 (延 長 措 置 の 終 期) に 関 し て 、 国 税 庁 長 官 の 告 示 が 行 わ れ た 際 に 、 別 途 お 知 ら せ い た し ま す の で 、 ご 留 意 く だ さ い 。

ま た 、 貴 都 道 府 県 内 の 市 区 町 村 に 対 し て も こ の 旨 を ご 連 絡 願 い ま す 。

本 通 知 は 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 245 条 の 4 (技 術 的 な 助 言) に 基 づ く も の で す 。

愛媛県	山口県
宇大市 予和島市	岩国市 周東町